

空港等における F C モビリティ 早期実装化支援事業実施要綱

(制定) 令和 6 年 3 月 27 日付 5 産労産新第 470 号

(改正) 令和 7 年 3 月 24 日 6 産労産新第 755 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて燃料電池を動力とする航空機地上支援車両（以下「F C G S E 車両」という。）の実装化を促進するために行う「空港等における F C モビリティ 早期実装化支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 G S E 車両 航空機地上支援車両（Ground Support Equipment）
- 二 F C G S E 車両 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない G S E 車両
- 三 リース契約 F C G S E 車両の貸主が、当該 F C G S E 車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該 F C G S E 車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該 F C G S E 車両の使用料を貸主に支払う契約
- 四 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、F C G S E 車両の貸付等を行う者

(本事業の内容)

第 3 条 F C G S E 車両を導入する者に対し、導入に要する経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第 4 条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
- 二 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- 三 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 四 法律により直接設立された法人
- 五 その他知事が認める者

(助成対象車両の要件)

第5条 本助成金の交付対象となるF C G S E車両（以下「助成対象車両」という。）

は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に購入されたF C G S E車両（中古車を除く。）であること。
- 二 主な使用場所の住所が東京都内にあること。
- 三 国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象車両の本体の購入に要する費用とする。

(助成金額)

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費から基準額（助成対象車両と仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いたG S E車両の本体の購入に要する費用として別に定める額とする。）を差し引いた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、助成対象経費について国補助等を併用して受ける場合において、都の助成金額は、助成対象経費から基準額及び国補助等を差し引いた額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、助成金額は1,500万円を上限とする。

(実施体制)

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - 一 第8条第2項の基金を原資として、第7条による助成金の交付等を行うこと。
 - 二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

(実施期間)

第9条 本助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和6年度から令和12年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和12年度までに行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月27日付5産労産新第470号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日付6産労産新第755号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。